

防火シャッター関係条文

○1 建築基準法（昭和 25 年法第 201 号）

※ この章の規定を実施、又は補足するため必要な技術基準

第 36 条 居室の採光面積、天井及び高さ、床の防湿方法、階段の構造、便所、防火壁、**防火区画**、消火設備、避雷設備及び給水、排水その他の配管設備の設置及び構造並びに浄化槽、煙突及び昇降機の構造に関して、この章の規定を実施し、又は補足するために安全上及び衛生上必要な技術的基準は、政令で定める。

○2 建築基準施行令（昭和 25 年政令第 338 号）

（防火区画）

第 112 条 （略）

2～3 （略）

14 第 1 項から第 5 項まで、第 8 項又は前項の規定による区画に用いる特定防火設備及び第 5 項、第 8 項、第 9 項又は第 12 項の規定による区画に用いる法第 2 条第 9 号の 2 ロに規定する防火設備は、次の各号にあげる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める構造のものとしなければならない。

1 第 1 項本文、第 2 項若しくは第 3 項の規定による区画に用いる特定防火設備又は第 5 項の規定による区画に用いる法第 2 条第 9 号の 2 ロに規定する防火設備 次に掲げる要件を満たすものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもの。

イ 常時閉鎖若しくは作動をした状態にあるか、又は随時閉鎖若しくは作動をできるものであること。

ロ 閉鎖又は作動するに際して、当該特定防火設備又は防火設備の周囲の人の安全を確保することができるものであること。

ハ 居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の通行に供する部分に設けるものにあつては、閉鎖、又は作動をした状態において非難上支障がないものであること。

ニ 常時閉鎖又は作動をした状態にあるもの以外のものにあつては、火災により煙が発生した場合又は火災により温度が急激に上昇した場合のいずれかの場合に、自動的に閉鎖又は作動するものであること。

2 第1項第2号、第4項、第8項若しくは前項の規定による区画に用いる特定防火設備又は第8項、第9項若しくは第12項の規定による区画に用いる法第2条第9号の2ロに規定する防火設備、次に掲げる要件を満たすものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもの。

イ 前号イからハまでに掲げる要件を満たしているものであること。

ロ 避難上及び防火上支障の無い遮煙性能を有し、かつ、常時閉鎖又は作動をした状態にあるもの以外のものにあつては、火災により煙が発生した場合に自動的に閉鎖又は作動をするものであること。

15・16 (略)

(防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件)

○ 3 建設省告示第2563号(昭和48年12月28日)

平成17年12月1日 最終改正

第1 建築基準法施行令(以下「令」という)第112条 第14項 第1号イからニまでに掲げる要件(ニに掲げる要件にあつては、火災により煙が発生した場合に、自動的に閉鎖又は作動するものであることに限る。)を満たす防火設備の構造は、次の各号のいずれかに定めるものとする。

1 次に掲げる基準に適合する常時閉鎖状態を保持する構造の防火設備であること。

イ 次の(1)又は(2)のいずれかに適合するものであること。

(1) 面積が3平方メートル以内の防火戸で、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖するもの(以下「常時閉鎖式防火戸」という)であること。

(2) 面積が3平方メートル以内の防火戸で、昇降路の出入りに設けられ、かつ、人の出入りの後20秒以内に閉鎖するものであること。

ロ 当該防火設備が開いた後に再び閉鎖するに際して、次に掲げる基準に適合するものであること。ただし、人の通行の用に供する部分以外の部分に設ける防火設備にあつては、この限りでない。

(1) 当該防火設備の質量(単位 キログラム)に当該防火設備の閉鎖時の速度(単位 メートル毎秒)の二乗を乗じて得た値が20以下となるものであること。

(2) 当該防火設備の質量が15キログラムであること。ただし水平方向に閉鎖するものであつて、その閉鎖する力が150ニュートン以下であるもの、又は周囲の人と接触することにより停止するもの(人との接触を検知してから停止するまでの移動距離が5センチメートル以下であり、かつ、接触した人が当該防火設備から離れた後に再び閉鎖又は作動する構造であるものに限る。)にあつては、この限りでない。

ニ (略)

第2~第4 (略)